

日本労働年鑑 第52集 1982年版  
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

VIII 社会保障闘争

4 福祉をめぐる運動

「ベビーホテル」対策要求運動

ベビーホテル問題は、八〇年四月に国会でとり上げられて以来、新聞・テレビなどによって急速に社会問題化した。とりわけ八一年二月に入ってこの問題が国会で集中的にとり上げられるのと併行して、各運動団体や研究者等によるとりくみがすすめられてきた。

全国保育団体連絡会は三月六日、声明「『ベビーホテル』問題について」を公表し、「ベビーホテル」問題は国の貧困な保育政策の結果もたらされたものであるとし、緊急提案として、(1)危険な「ベビーホテル」の乳幼児をただちに認可保育所に措置すること、(2)乳児保育特別対策の拡充、(3)長時間保育、夜間保育、一時預りなどが認可保育所で実施できるようにするための措置、(4)ベビーホテルの規制などを要求した。三月九日学者・文化人一五氏は緊急要請文を公表し、(1)ベビーホテルが働く母の生活と保育要求に根ざしている限り、強権的な立ち入り点検だけでは問題の解決にならないとして、ベビーホテル利用者の実態調査の要求、(2)ベビーホテル急増原因についても、保育行政の貧困のため認可保育所が保育時間延長や産休あけ保育等の要求に対応できていないためと分析し、公的保育制度の充実を厚生省に申し入れた。三月三日には学者・文化人一九四名の賛同署名を付した「『ベビーホテル』対策と公的保育施策を積極的に展開することの緊急要請」を公表した。さらに民間社会福祉労働組合全国連絡会(三月九日「緊急する保育対策についての申し入れ」)、新日本婦人の会(三月一八日「ベビーホテルの悲しい事故をくり返さないために」)、自由法曹団婦人部(三月三日「要望書」)は、ベビーホテルの規制、公的保育制度の充実を厚生省へ要求した。

各政党もそれぞれ対策案を提示した。自由民主党政務調査会社会部会は三月六日「ベビーホテル問題への対策試案」、社会党政策審議会は四月九日「保育対策緊急措置法案要綱」、共産党は四月一四日「ベビーホテル問題を早く解決するために——当面の対策」、二日共産党国会議員団「ベビーホテル問題を緊急に解決するための申し入れ」、公明党ベビーホテル問題小委員会は四月一七日「ベビーホテル問題等対策」を公表した。

国際障害者年のとりくみ

「完全参加と平等」を統一テーマとする、八一年の「国際障害者年」を実りある年にするために、各障害者団体等のとりくみがすすんでいる。

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会(障全協)は、八〇年九月「すべての障害児・者が社会生活と社会発展への『全面参加と平等』を実現するための請願書」を作成し、三〇万人を目標に署名運動にとりくんだ。また国際障害者年にむけて、パンフレット「障害者運動シリーズ」No.1、No.2、を発行し、一一月二九日の臨時総会では、「立ちあがろう障害者、網の目リレー大行動」にとりくむことを決定した。翌三〇日、一二月一日の二日間、第一四回全国集会を東京で約一〇〇〇人の

参加で開催し、「国際障害者年の成功をめざす決議」と「国際障害者年をみのりあるものとするためにすべての障害者と国民への訴え」を採択した。大会後、約三〇〇人の参加で一二省庁と各政党にわかれ、交渉・懇談をおこなった。

八一年度予算大蔵省原案が内示された一二月二二日以降は、関係他団体とともに復活要求書をつくり連日関係各省に要請行動をした。また、障害者運動全国交流集会を、第六回(八月二三・二四日、二二都府県約三四〇人の参加)、第七回(三月二一・二二日、二三都道府県約五〇〇人の参加)と開催し、各地域の国誰障害者年のとりくみの報告交流をおこなった。各地で、駅や公共施設の点検活動から自治体交渉、要求署名、一人ぼっちの障害者をなくす仲間づくりなど、地域から網の目のように要求運動をおこし、成果や経験をリレーのように全国へ広げていく「網の目リレー大行動」へのとりくみがすすめられている。

民間の障害者関係団体で組織し、八〇年春に結成された国際障害者年日本推進協議会は、一二月八・九日に「プレ国民会議」を約四五〇人の参加で開催、運動の交流と八一年度政府予算案にたいする要望、一〇ヶ年にわたる行動計画策定の資料提供などをおこなった。月刊誌『IYDP情報』を発行し、国際障害者年と障害者への理解を深めるための情報活動をすすめている。

障害連、全障連、総評などからなる国際障害者年中央連絡会議(八〇年十一月発足)は、当面の活動として、(1)障害者の雇用の拡大、(2)所得保障の拡大、(3)移動の自由の保障、(4)共同教育・保育の促進、(5)生活サービス他諸施策の拡充等の活動方針をきめ、八一年度予算案にたいする各省庁交渉をはじめとする運動にとりくんでいる。

障害連が他団体によびかけ八〇年二月に結成した全国所得保障連絡会は、五月一〇・一一日に「幼い時からの障害者の所得保障を要求する中央行動」を一二団体二五〇人の参加で開催し、二日には、幼い時からの障害者等で満二〇歳に達した者を対象とした、現行の障害者福祉年金および福祉手当を廃止し生活保護の基本生計費と障害加算を合わせた程度の額を給付する所得保障制度の新設を要求して厚生大臣交渉をおこなうなど、重度障害者の要求実現へのとりくみをすすめている。

日本身体障害者連合会(日身連)は、一二月一九日、日比谷で約一二〇〇人の参加で「国際障害者年身障福祉充実要求全国大会」を開催し、大会後デモ行進、地元選出議員への陳情などをおこなった。

また衆議院、参議院は、本会議で「国際障害者年に当たり、障害者の『完全参加と平等』の実現をはかる決議案」を採択した(衆院五月二八日、参院六月五日)。決議は、四〇〇万人をこえる障害者の社会参加をはばむ多くの障害を打破するために政府は全力を尽くすべきであるとして、(1)障害者対策の抜本的改善をはかるため「長期行動計画」の策定、(2)重度障害者の所得保障、(3)雇用対策、(4)医療から職業訓練まで一貫したリハビリテーション体制の整備、(5)精神障害者にかんする福祉対策、(6)公共建築物、交通機関を利用しやすく改善、(7)総合的な推進体制(以上七項目を衆院で採択)、(8)幼児教育、後期中等教育、高等教育の普及充実と生涯教育の環境整備(以上八項目を参院で採択)の項目をかかげている。

## 堀木訴訟闘争

児童扶養手当と障害福祉年金の併給禁止は、生存権(憲法二五条)、法の下での平等(同一四条)に違反するとしてその併給を求め訴えを提起していた堀木訴訟は、大阪高裁判決以来六年にわた

って最高裁に係属し審理がつづけられているが、この訴訟を支援し勝訴判決を求める運動が堀木訴訟中央対策協議会を中心としてすすめられてきた。

堀木訴訟に係属していた第一小法廷の開廷日には毎週欠かさず傍聴行動をつづけ、各地で集会、学習会、宣伝行動にとりくんできた。また車いすや盲導犬を伴った障害者の入廷を拒否してきた最高裁にたいし、要請行動を通じて三月一九日これを認めさせ、二六日初めて最高裁に車いす、盲導犬が入廷した。また五月一四日には、実際に車いす、盲導犬とともに入廷して感じた裁判所施設の不備を緊急に改善するよう要求し、(1)障害者問題への理解を求める、(2)車いすが一人で利用できるように階段・トイレ等の改修、エレベーターの設置、(3)聴力障害者のための手話通訳者の養成、(4)視力障害のための点字ブロックの設置、(5)全国各級裁判所の同様の改修、を内容とする「裁判所の施設改善等に関する要請書」を最高裁に申し入れた。

このような運動がすすめられるなかで、堀木訴訟上告審は八一年七月九日、第一小法廷から大法廷へ回付された。ただちに堀木訴訟中央対策協議会は声明を発表し、公正判決を求める継続的な運動の展開のなかで大法廷回付を決定させることができたこと、今後は最高裁が口頭弁論をすみやかにひらくよう国民の声をもり上げる運動にとりくむとの方針を明らかにした。

【参考資料】(1)総評第六一回定期大会報告、(2)同盟第一七回年次全国大会資料、(3)『週刊社会保障』、(4)『社会保険旬報』、(5)『賃金と社会保障』、(6)『老後の暮らし』、(7)『医療労働』、(8)『保育情報』、(9)『生活と健康』、(10)『堀木訴訟中央対策協ニュース』、(11)『障全協新聞』

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---